

## 第4章 2010年目標と戦略計画の実施に向けた進捗

わが国では生物多様性国家戦略の中に3つの国内目標を設定し、これらの目標の達成に向かって着実に成果を上げることを通じて、生物多様性条約2010年目標の達成に貢献することとしている。(第2章参照)

また、わが国では、平成20年より、わが国の生物多様性の変化の状況と傾向を評価するために、生物多様性の総合評価を実施しており、この中で2010年目標の達成状況についても評価を行い、その成果について2010年春に公表する予定である。

本章では、条約の2010年目標及び戦略計画に向けた進捗状況について、いくつかの事例をとりあげて紹介する。

### 1. 2010年目標に向けた進捗

最終目標1. 生態系、生息地及び生物群系の生物多様性の保全を進める

目標1. 1 世界の生態学的な地域のそれぞれにおいて、少なくとも10%が効果的に保全される

例：自然公園の面積の変化

わが国には、様々な種類の保護地域が存在するが、その中でも自然公園法に基づく自然公園が代表的なものである。自然公園が国土に占める割合は、14.3%となっている。(第2章参照)

最終目標2. 種の多様性の保全を促進する

目標2. 1 選ばれた分類学的なグループの種の生息数の衰退が、回復、維持もしくは軽減される

目標2. 2 絶滅のおそれのある種の状況が改善される

例：絶滅の恐れのある種のランクの変更

平成15-19年に行われたレッドリストの見直しの結果、ランクの落ちた種が多かったが、中にはランクの上がったものもあった。(第1章参照)

【第2章】で述べたように、保護増殖事業の結果、個体数の増えたアホウドリ、試験放鳥を行ったトキのように種の状況が大幅に改善された事例もある。

最終目標6. 侵略的外来種からの脅威を制御する

目標6. 1 侵略的外来種となりうる主要な種の侵入経路が制御される

目標6. 2 生態系、生息地もしくは種を脅かす、主要な外来種のための管理

## 計画が整っている

例：外来種対策の進捗状況

平成17年6月に外来生物法が施行され、生態系などに被害を及ぼす外来種の輸入や飼養を規制し、防除を実施している。（第2章参照）

## 最終目標7. 気候変動及び汚染から生物多様性への難題に取り組む

### 目標7. 1 気候変動に適応するため、生物多様性の構成要素の抵抗力を維持し、強化する

例：「地球温暖化による危機」への対応

第三次国家戦略で、これまで整理された我が国の生物多様性におきている3つの危機と並ぶ、避けがたい危機として「地球温暖化による危機」を位置づけた。

地球温暖化による生物多様性への影響の把握に努めるため、地球規模の観点からより総合的なモニタリング体制の整備・構築を行っている。また、適応策を検討していく必要がある。その1つとして、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の移動・分散経路を確保し、種の存続の確率を高めるためにエコロジカルネットワークの形成を推進している。（第2章参照）

## 最終目標11. 締約国は条約を実施するための資金的、人的、科学的、技術的な能力を向上させる。

目標11. 1 条約第20条に従って、条約の下での開発途上の締約国の責務が効果的に果たされるよう、新たな、及び、追加的な資金源が移される。

目標11. 2 第20条のパラグラフ4に従って、条約の下での責務を効果的に果たせるよう、開発途上締約国に技術が移転される。

例：海外技術協力

我が国は、2003年8月に閣議決定された政府開発援助大綱において、4つの援助実施の原則の一つとして「環境と開発の両立」を掲げるとともに、重点課題の一つに環境問題を含む「地球規模の問題への取組」を位置づけている。更に、2005年に策定した「政府開発援助に関する中期政策」においては、環境問題への取組に関するアプローチ及び具体的取組の中で、自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理などの「自然環境保全」を一つの重点分野として掲げている。

また、2002年に発表したEcoISDなどに基づき、開発途上国における生物多様性の保全及び持続可能な利用を通じて世界レベルの生物多様性の保全に積極的に貢献している。（第2章・3章参照）

## 2. 条約の戦略計画のゴールと目標に向けた進捗

(カルタヘナ議定書に関する目標については、議定書の国別報告書を参照)

**目標 1：国際的な生物多様性に関する問題において、生物多様性条約が主導的役割を果たす。**

目標 1. 6 締約国は条約実施のために地域的又は準地域的なレベルで協力している。

わが国はさまざまな生物多様性関連条約（世界遺産条約、ラムサール条約など）、国際プロセス又は地域的な枠組み（例：ICRI、東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップなど）を通じて条約の実施に寄与している。（第 2 章参照）

**目標 2：各締約国が、生物多様性条約実施のための改善された財政的・人的・科学的・技術的能力を有している。**

わが国は生物多様性国家戦略の実施のために必要な財政的、人的、科学的、技術的能力を有していると考えられるが、条約の 3 つの目的を全般的かつ十分に達成するためには、さらなる能力の向上が必要である。

**目標 3：生物多様性国家戦略・行動計画及び生物多様性関連事項の関連分野への統合が、生物多様性条約の目的の実施のための効果的な枠組みを提供している。**

【第 2 章】で述べたとおり、わが国は、平成 19 年 11 月に第三次生物多様性国家戦略を閣議決定した。また、平成 20 年 6 月には生物多様性基本法が施行され生物多様性国家戦略が法的に位置づけられた。

【第 3 章】で示したとおり、関連分野での生物多様性の主流化も徐々に進んでいる。

**目標 4：生物の多様性及び生物多様性条約の重要性に対する理解がより促進され、このことが、生物多様性条約の実施に関する、社会を横断する広い取組をもたらす。**

日本は、2010 年に COP10 の開催を控え、その成功のためにその準備過程に多様な主体の参画を得ることとしているほか、「いきものにぎわいプロジェクト」の実施などを通じ、生物多様性に対する理解の大幅な向上を目指した取組を進めている。過去に第 2 次国家戦略に基づく各種取組を通じ、一定の成果をあげている。

### 3. 結論

本報告書で述べてきたとおり、わが国においては生物多様性国家戦略の策定、実施を通じ、条約の戦略計画・2010年目標の達成に向けた取組を進めている。取組の一部には、2010年目標にむけたゴールを一定程度達成しているものもあるが、多くは達成に向けて施策に取り組んでいる最中である。また、第三次生物多様性国家戦略の第1部でも記述されているとおり、わが国の生物多様性をとりまく第1から第3の危機に対し、第2次生物多様性国家戦略に基づき、さまざまな施策が講じられてきたが、これらの危機は依然として進行していることが明らかとなっている。さらに、新たに地球温暖化の進行による生物多様性への深刻な影響が懸念されている。

また、わが国の生物多様性の危機を深刻なものとしている課題は以下のとおりである。

- ① 生物多様性の意義・価値に対する国民の理解が進んでおらず、多くの人々が自らの問題としてとらえ、さまざまな活動に参加する機運が高まっていないこと
- ② 膨大なつながりと個性によって形作られた生物多様性の状態が十分には把握されておらず、科学的認識に基づく評価と対策のための基礎的な知見が不足していること
- ③ 自然再生や里地里山の保全などの生物多様性の保全にむけた動きは進展しつつあるものの、まだ点的な取組にとどまっており、生物多様性の危機への対処に必要な分野横断的な取組がなお十分に進展していないこと

このような状況・課題に対処するため、第三次生物多様性国家戦略の3つの目標や基本方針、行動計画に基づき、今後さらに取組を強化していく予定である。